平成２４年（フ）第４４７２号
東京都江東区塩浜２丁目９－８－809
債務者　相川　智洋
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７３号
千葉県船橋市夏見２丁目17－18－103
債務者　駒谷　伸恵
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７８号
千葉県船橋市藤原１丁目２－21
債務者　河野　賀子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４８７号
東京都江東区千石２－５－４－201、住民票上の住所東京都江東区東陽３丁目14－７　佐藤ビル１Ｆビリーザ・キット
債務者　東　　政弘
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４９４号
埼玉県川口市大字芝6281－10
債務者　山田　淳治
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５０３号
東京都練馬区関町北２丁目29－７　堀中ビル２Ｆ
債務者　高師　誠司
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５０６号
東京都渋谷区円山町26－７－803
債務者　福島　　潔
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５１７号
東京都国分寺市日吉町３丁目24－６－101
債務者　細谷　誠一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５２４号
東京都江戸川区西小岩１丁目８－７－401
債務者　川口　明美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５２５号
東京都練馬区下石神井４丁目25－９　三成荘
債務者　安斎　　愛
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５２９号
神奈川県横浜市神奈川区新子安２丁目11－23－101
債務者　佐藤　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５３０号
東京都大田区大森南１丁目16－18
債務者　若生佳奈子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５３１号
千葉県船橋市習志野台８丁目14－23　齋藤方
債務者　堀江眞智子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５３２号
埼玉県草加市新里町705－２　ビラ草加Ｂ－201
債務者　寺澤　由美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５３３号
東京都杉並区和田３丁目８－２－101
債務者　木内　　正
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５４０号
東京都足立区関原２丁目30－５－101
債務者　大武　　力
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部